

○東松山市シニア保育サポーター事業実施要綱

平成24年8月31日

決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立保育園での世代間交流により健康増進を図る東松山市シニア保育サポーター（以下「サポーター」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象者等)

第2条 サポーターの対象となる者は、東松山市に住所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者であつて、おおむね60歳以上のものとする。

(登録申込み)

第3条 サポーター事業（以下「事業」という。）への参加を希望する対象者は、東松山市シニア保育サポーター登録申込書（様式第1号）により登録の申込みを行う。

2 市長は、前項の申込みがあつたときは、登録の適否を審査し、登録が適当であると認められる場合は、登録者証（様式第2号）を交付する。

(活動内容)

第4条 サポーターは、次に掲げる活動を行う。

(1) 保育支援 絵本等の朗読、手作り工作物、健康体操等

(2) 自然体験支援 野菜栽培と収穫体験等

2 前条により登録された者は、当該登録された活動内容及び活動場所により事業を実施する。

(活動日時)

第5条 活動日は、月曜日から金曜日までうち週1日とし、活動時間は、午前9時から午前11時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、活動日及び活動時間を変更することができる。

(謝礼)

第6条 市長は、活動に参加したサポーターに、活動時間2時間につき500円相当の金券を謝礼として支払う。

(事業検証)

第7条 市長は、毎年度末に事業へ参加したサポーターに対してアンケート調査により事業の検証を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

東松山市長 へ 申す

申請者

住所

氏名

電話

東松山市シニア保育サポーター登録申込書

東松山市シニア保育サポーターとして東松山市シニア保育サポーター事業実施要綱第3条の規定に基づき申込みます。

事業名	
活動内容	
活動場所	
生年月日	
備考	

様式第2号（第3条関係）

東松山市シニア保育サポーター登録者証

下記の者は、東松山市シニア保育サポーターとして登録していることを証する。

登録番号

氏 名

生年月日 年 月 日生

有効期限 年 月 日まで有効

年 月 日

東松山市長

印

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）